



発行  
東京都

目次

80

公 告

○平成二十七年定例監査（平成二十六年年度執行分）の結果に関する報告の公表……（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年定例監査（平成26年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、山田忠昭前監査委員、上野和彦前監査委員及び金子庸子前監査委員が関与し、山加朱美監査委員、吉倉正美監査委員及び岩田喜美枝監査委員は関与していない。

平成27年12月11日

東京都監査委員 山 加 朱 美  
東京都監査委員 吉 倉 正 美  
東京都監査委員 友 瀨 宗 治  
東京都監査委員 筆 谷 勇  
東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝

第1 監査の概要

1 監査の目的  
地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成27年定例監査を実施した。

2 監査の対象  
平成26年度における都の事務及び事業の全般を対象とした。  
あわせて、平成26年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間  
平成27年1月9日（金）から同年9月2日（水）まで  
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況  
全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。  
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	137	137	100%
事業所	737	301	40.8%
計	874	438	50.1%

5 監査の観点  
合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2のとおり、17局に対し、111件の指摘、4件の意見・要望を行った。  
 指摘事項の一覧は別表3のとおりである。  
 指摘金額は1億7,427万余円であり、このうち、経費の削減や収入漏れなどを指摘したものが5,990万余円である。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

局	指摘事項				意見 要望	合計	うち重点 監査事項	
	歳入	歳出	財産	その他			工事	局別
1 総務局				1	1	2	1	
2 財務局		1			1	1		
3 主税局	10				10	10		2
4 生活文化局		2		2	4	4	1	2
5 オリンピック・パラリンピック準備局		1	1	1	3	6		5
6 都市整備局		6		2	8	8	1	
7 環境局		5			5	5		1
8 福祉保健局	4	3			7	7		2
9 病院経営本部	1	7			8	8		1
10 産業労働局		2			2	2		
11 中央卸売市場	1	1		1	3	3	1	
12 建設局	1	6		1	8	8	1	1
13 港湾局		1			1	1		1
14 交通局		8		1	12	12	1	
15 水道局		7		2	9	9		1
16 下水道局	2	4		1	7	7		2
17 教育庁	2	15	1	4	22	22		1
計	29	64	2	16	111	115	6	19

2 主な指摘事例

都市整備局 指摘事項(2) P. 57

(1) 工事の設計書作成のために構築したシステムを活用していなかったもの

都市整備局では、住宅建設事務所が起工する建築工事と設備工事の設計書作成のためにシステムを構築したが、建築工事ではシステムが運用されて以来、活用して  
 いなかった。

都市整備局では、東部住宅建設事務所と西部住宅建設事務所が起工する都営住宅の建築  
 工事と設備工事の設計書作成のため、システムを構築し、平成13年度から運用している。  
 局は、概算における正確性を担保するため、本システムにより設計書の作成を行うこと  
 としており、表計算ソフトの使用を認めていない。

しかしながら、このシステムによる設計書の作成状況について見たところ、各事務所と  
 も建築工事では作成・修正作業が効率的であるとして表計算ソフトを用いて作成しており、  
 システムについては運用されて以来、活用していなかった。

また、局はシステムの運用開始時を除き、具体的にシステムを使用するよう指導した実  
 績はなく、各事務所がシステムを使用していないことを看過している状況となっていた。  
 そこで、事務所の実情を分析の上、システム改修の検討を行うなど、システムの活用につ  
 いて検討を求めた。

(2) 復旧工事監督事務費の請求事務を速やかに行っていなかったもの

復旧工事監督事務費は、工事しゅん功後、直ちに占有者に請求するものであるが、西多摩建設事務所と南多摩東部建設事務所では、長期間、事務手続を行っておらず、占有者への請求を行っていなかった。

道路占用工事に伴い、道路を掘さくし、しゅん功後に道路を復旧する場合、占有者は復旧工事監督事務費を都に支払うこととなっている。

そのため、建設事務所は、占有者から工事しゅん功届を提出させ、しゅん功立会を実施後、直ちに復旧工事監督事務費を請求することとなっている。

しかしながら、西多摩建設事務所と南多摩東部建設事務所では、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず占有者からしゅん功届を徴していない事例や、合計で276万余円の復旧工事監督事務費について直ちに請求していない事例があった。

そこで、道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うよう求めた。

(3) 乗務員等が現金を取り扱う場合の業務手順を具体的に定めていなかったもの

バスの料金収入について乗務員等が現金を取り扱う事例が発生した場合に、事後に客観的な検証を行える仕組みとなっていなかったため、現金を漏れなく収入しているか確認できなかった。

交通局では、バスの料金収入の管理に当たって、乗客がバス車内の料金機に運賃を投入してから自動車営業所に設置してある精算機により回収し、金融機関に納めるまでの間、乗務員等が直接現金を取り扱わない仕組みとしている。しかし、

① 自動車営業所の車両係が料金機の点検及び故障修理を行ったとき

② 返金ボタンを使用したとき

③ その他收受した現金等に係る例外的な処理を行ったとき

など、やむを得ず乗務員等が現金を取り扱った場合に、事後に客観的な検証を行える仕組みとなっていなかったため、現金を漏れなく収入しているか確認できなかった。

そこで、乗務員等が現金を取り扱う場合の具体的な業務手順等を定めるよう求めた。

（4）都立学校の消防用設備について修繕等を行っていないもの

中部学校経営支援センターは、都立学校の消防用設備の定期点検で不備を指摘された屋内消火栓設備や防火設備について、修繕等を行っていない。

中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出されることになっている。

ところで、石神井特別支援学校では、平成26年8月と平成27年2月に消防用設備の定期点検が行われ、2回の点検ともに屋内消火栓設備と防火設備の不備を指摘された事項があったが、平成27年5月においても改善されていない。

この間の対応状況を確認したところ、学校は、センターに対して平成26年11月に指摘箇所の修繕を依頼していたものの、センターが改善に向けての手続きを行っていない。そこで、不備のあった設備を速やかに改善するよう求めた。

（5）デジタル化した資料を有効活用していないもの

中央図書館は、業務委託により資料のデジタル化を行っているが、デジタル化した資料について、館内で閲覧できるようにしておらず、原資料の劣化・損傷の防止のために活用されていない。

中央図書館は、東京に関する郷土資料等の一部について、平成21年度以降、業務委託により資料をデジタル化し、公開用データ、高解像度の保存用データを作成している。公開用データについては、平成25年5月から「東京都立図書館デジタルアーカイブ」としてインターネット上で公開している。資料のデジタル化には平成26年度までに3,261万円の委託費用を要している。

ところで、東京に関する郷土資料等の中には、可能な限り劣化の進行を防ぐ必要がある貴重資料や、紙質・利用状況によって劣化や損傷が進んでいるものが含まれている。

このため、デジタル化を行った資料については、原則として原資料ではなく、保存用データを館内において閲覧の用に供することで原資料の利用を減らし、劣化と損傷を防止することができる。

しかしながら、平成21年度以降にデジタル化してきた4,087件の資料について、館内で保存用データを閲覧できるようにしておらず、その原資料を1万4,230回、閲覧の用に供しており、デジタルデータが原資料の劣化・損傷の防止のために利用されていない。

そこで、デジタル化したデータを館内で閲覧できるようにするよう求めた。

第3 重点監査事項

1 工事契約に係る価格情報管理

(1) 目的

平成26年度に発覚した水道局職員による最低制限価格に係る情報漏えい事件を受け、工事契約に係る価格情報の管理に問題がないか確認するとともに、再発防止の効果を及ぼすことを目的として、全庁を対象として重点的に監査を実施した。

(2) 監査の観点

契約手続、契約前における工事契約の最低制限価格等の情報管理は適切か

(3) 監査の方法

最低制限価格は、契約担当者が、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などに一定の掛け率を乗じて算定し、開札終了までの間、関係者以外の者に最低制限価格を知ることができないよう取り扱っている。

このため、最低制限価格と同様に、直接工事費等の積算情報についても、適切に管理する必要がある。

これらの情報管理について、次の着眼点により監査を実施した。

ア 設計・積算・起工情報は、関係者以外の者に閲覧を制限するなど適切に管理されているか

イ 指名業者選定委員会資料は、委員会終了後に処分するなど適切に取り扱われているか

ウ 最低制限価格等の発注情報は、関係者以外の者が知り得る状態にないよう厳格に管理されているか

(4) 監査の結果

工事契約を行っている19局205部・所について監査を実施した結果、工事契約に係る価格情報は概ね適切に管理されていたものの、電子ファイルの管理等について、是正・改善すべき事項が認められたので、6局に対し、6件の指摘を行った。

(5) 指摘の概要

表3のとおり、適切でない事例が認められた。

(表3) 指摘事例

概要	局	掲載頁
積算情報等の電子ファイルをネットワーク上の共有フォルダに保存していたため、関係者以外の職員が閲覧できる状況となっていたもの	総務局	指摘事項(1) P. 25
	都市整備局	指摘事項(1) P. 56
電子ファイルにパスワードを設定していなかったもの	中央卸売市場	指摘事項(3) P. 96
	建設局	指摘事項(1) P. 98
フォルダのアクセス制限が課や係などの組織単位となっていたもの	交通局	指摘事項(1) P. 112
	生活文化局	指摘事項(3) P. 45
システムの起動パスワードが常時保存されていたため、作成された設計内訳書を関係者以外の職員が閲覧できる状況となっていたもの	中央卸売市場	指摘事項(3) P. 96

2 局別重点監査事項

重点監査事項として、次の項目を設定し、局ごとに重点監査事項と具体的なテーマを選定することとした。

平成27年定例監査局別重点監査事項

- 事業実施部門の外部委託
- 業務の内部統制
- 債権管理

監査の実施に当たっては、表4のとおり、16の局について、事業内容に応じて重点監査事項を選定し、具体的なテーマを設定した。

また、「事業実施部門の外部委託」を選定した局のうち、生活文化局、環境局、産業労働局、交通局、水道局及び下水道局については、財政援助団体が行っている業務等を対象として、表5のとおり、7団体に対して監査を実施した。

監査の結果、11局及び2団体に対し、16件の指摘、3件の意見・要望を行った。

(表4) 局別重点監査事項一覧

局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘等件数
1 財務局	業務の内部統制	電子調達システム	0
2 主税局	債権管理	都税の滞納整理について	2
3 生活文化局	事業実施部門の外部委託	テックカウンシル東京について	2
4 利活「ツカハラク」 ツカ準備局	事業実施部門の外部委託	若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営	指摘2 意見・要望3
5 都市整備局	事業実施部門の外部委託	都営住宅等の管理	0
6 環境局	事業実施部門の外部委託	造成させた基金を原資とする助成金交付事業	(注) 1
7 福祉保健局	債権管理	診療報酬請求業務	2
8 病院経営本部	業務の内部統制	診療報酬請求業務	1

(注) 団体に対する指摘あり

局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘等件数
9 産業労働局	事業実施部門の外部委託	造成させた基金を原資とする助成金交付事業	0
10 中央卸売市場	業務の内部統制	仲卸業者が納付する売上高割使用料	0
11 建設局	事業実施部門の外部委託	都営駐車場の管理	1
12 港湾局	事業実施部門の外部委託	客船ターミナルの管理	1
13 交通局	事業実施部門の外部委託	都営バス支所の管理	0
14 水道局	事業実施部門の外部委託	給水装置関連業務、多摩地区営業業務	1
15 下水道局	事業実施部門の外部委託	水再生センター保全管理業務	(注) 2
16 教育庁	債権管理	授業料に係る債権管理	1
計			指摘16 意見・要望3

(注) 団体に対する指摘あり

(表5) 団体一覧

団体	所管局	団体に業務を行わせる方法
1 公益財団法人東京都歴史文化財団	生活文化局	出えんによる基金の造成
2 公益財団法人東京都環境公社	環境局	出えんによる基金の造成
3 公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局	出えんによる基金の造成
4 株式会社はとバス	交通局	業務委託
5 株式会社PUC	水道局	業務委託
6 東京水道サービス株式会社	水道局	業務委託
7 東京都下水道サービス株式会社	下水道局	業務委託

**第4 東京都財務諸表等の監査**

**1 監査の目的**

平成26年度東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

**2 監査対象及び期間**

東京都財務諸表(一般会計及び15特別会計)の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成27年8月3日から同月5日まで
- ② 東京都財務諸表 平成27年8月24日

**3 監査の方法**

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
  - ア 「財産に関する調書」との整合
  - イ 当期の増減について関係書類(購入原簿等)との照合(抽出による)
  - ウ 減価償却計算に関する検証(抽出による)
- (7) 決算整理手続の確認
  - 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証
  - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行政費用など)について、計上した理由や妥当性を検証

**4 監査の結果**

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、建設仮勘定残高の中に、精算すべきであるにもかかわらず未精算のものが一部の局で認められた。今後、各局は建設仮勘定の残高を精査することが望まれる。

また、都では、法律により適正な処理が義務付けられているPCB廃棄物を局ごとに保管している。企業会計では、PCB廃棄物の処理費用について引当金を計上しているが、各局が、一般及び特別会計所管分として保管しているPCB廃棄物の処理費用についても、今後、引当金として計上することを検討すべきである。

(別表1) 局別実地監査期間

局	実地監査	補足監査
1 政策企画局	平成27年5月18日から20日まで	
2 青少年・治安対策本部	平成27年5月18日、21日及び22日	
3 総務局(注)	平成27年5月18日から26日まで	
4 財務局	平成27年4月13日から16日まで	平成27年6月15日
5 主税局	平成27年4月4日から3月6日まで	平成27年6月15日及び16日
6 生活文化局	平成27年1月13日から2月16日まで	平成27年6月15日及び16日
7 オリエンティック・パビリオンビ ック準備局	平成27年5月29日から6月5日まで	
8 都市整備局	平成27年4月9日から27日まで	平成27年6月15日及び16日
9 環境局	平成27年4月10日から21日まで	平成27年6月15日
10 福祉保健局(注)	平成27年5月7日から28日まで	
11 病院経営本部	平成27年4月24日から5月29日まで	
12 産業労働局	平成27年5月14日から6月11日まで	
13 中央卸売市場	平成27年1月14日から30日まで	平成27年6月15日及び16日
14 建設局	平成27年2月13日から3月10日まで	平成27年6月16日
15 港湾局	平成27年4月9日から27日まで	平成27年6月15日及び16日
16 会計管理局	平成27年3月2日から5日まで	平成27年6月15日及び16日
17 東京消防庁	平成27年1月15日から30日まで	平成27年6月15日及び16日
18 交通局	平成27年4月10日から28日まで	
19 水道局	平成27年1月15日から2月17日まで	平成27年6月15日及び16日
20 下水道局	平成27年1月9日から2月9日まで	平成27年6月15日及び16日
21 教育庁(注)	平成27年4月22日から6月4日まで	
22 警視庁	平成27年4月10日から4月21日まで	平成27年6月15日及び16日
23 選挙管理委員会事務局	平成27年3月18日及び19日	平成27年6月15日
24 人事委員会事務局	平成27年3月5日	平成27年6月15日
25 監査事務局	平成27年3月11日	平成27年6月15日
26 労働委員会事務局	平成27年3月20日	
27 収用委員会事務局	平成27年3月13日	
28 議会局	平成27年3月3日及び4日	平成27年6月16日

(注) 三宅支庁管内の事業所は平成27年5月14日及び15日、小笠原支庁管内の事業所は平成27年5月26日、27日及び29日

(別表2) 局別実地監査場所

局	本庁の部	事業所
1 政策企画局	総務部、調整部、計画部、外務部	4
2 青少年・治安対策本部	総合対策部	1
3 総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部	10
4 財務局	総務部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
5 主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5
6 生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6
7 オリエンティック・パビリオンビック準備局	総務部、総合調整部、大会準備部、スホーン推進部	4
8 都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅課営部、基地対策部	8
9 環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5
10 福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、青少年社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9

9 多摩環境事務所  
 広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・南多摩・多摩立川・多摩府中各保健所、島上保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、東村山ナーシングホーム、秋山美術学校、越明学園、児童相談センター、北・多摩・江東・八王子・立川各児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究所、市場衛生検査所



局名	本庁の部	事業所	
11 病院経営本部	経営企画部、サービスマネジメント部	2 広尾・大塚・駒込・墨東・神保町・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター	8
12 産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7 農業振興事務所、森林事務所、島上農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター、大崎事務所、労働相談情報センター、池袋事務所、労働相談情報センター、亀戸事務所、労働相談情報センター、国分寺事務所、労働相談情報センター、王子事務所、中央、城北職業能力開発センター、中央、城北職業能力開発センター、高年齢者職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、八王子校、東京障害者職業能力開発センター	17
13 中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3 築地市場、食肉市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場	11
14 建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援 人材育成センター、東部、西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	15
15 港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所	3
16 会計管理局	管理部	1	1
17 東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8 消防学校、消防技術安全所 京橋・高輪・品川・成城・四谷・新宿・小石川・本郷・日本堤・荒川・金町・葛西・立川・昭島・国分寺・西東京・青梅・奥多摩・石神井各消防署	21
18 交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電氣部、建設工務部	7 研修所、荒川電車営業所、総合指令所、新橋・馬喰・都庁前・大門各駅務管理所、大島・清澄各乗務管理所、小滝橋・早稲田・北・十住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電氣総合管理所、新宿線・大江戸線各電氣管理所、発電事務所、木場保線管理所	21

(注1) 各消防署の監査については、下線の消防署を会場として集合監査を実施した。

局名	本庁の部	事業所	
19 水道局	総務部、職員部、経理部、サービスマネジメント部、建設部、建設部、多摩水道改善推進本部調整部、施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部 (桜丘庁舎含む)、北部各支所、港・文京・墨田・江戸川・荒川・立川・多摩各給水管理事務所、八王子・あきる野各給水事務所、研修・開荒センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、村山山貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、三園・境・站・長沢各浄水場、東部、西部各建設事務所	33
20 下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、技術部 (北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。)	8 中部下水道事務所 (芝浦水再生センターを含む。)、北部下水道事務所 (三河高水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所 (砂町水再生センターを含む。)、東部第二下水道事務所 (中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所 (落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。)、西部第二下水道事務所 (みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。)、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター (南部スラッジプラントを含む。)、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24
21 教育庁 (注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、三宅出張所、教育相談センター、中央図書館、小松山・楠・松ヶ丘・石神井・国分寺・砂川・江戸川・深崎・豊島・練馬工業、調布南・府中工業、本所・深沢・五日市・両国・城東・園芸、世田谷、杉並工業、青梅総合センター、足立東・淵江・鷺宮、中野工業、堀籠農芸、八王子拓真、松が谷、東久留米総合、久留米西、神津各高等学校、小石川・桜修館各中等教育学校、両国高等学校附属中学校、小平・七生・清瀬・墨東・大長・王子・足立・石神井・田園調布・八王子・八王子東各特別支援学校、立川ろくろ学校、多摩学院の丘・久我山青光・武蔵台各学園	69
22 警視庁 (注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 麹町警察署、神田警察署、月島警察署、麻布警察署、大井警察署、蒲田警察署、東京空港警察署、北沢警察署、牛込警察署、中野警察署、杉並警察署、豊坂警察署、東町警察署、浅草警察署、尾久警察署、向島警察署、葛西警察署、東大和警察署、調布警察署、福生警察署、南大沢警察署、滝野川警察署、板橋警察署、光が丘警察署	24

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。  
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

局名	本庁の部	事業所
23 選挙管理委員会事務局		1
24 人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25 監査事務局		1
26 労働委員会事務局		1
27 収用委員会事務局		1
28 議政局	管理部、議事部、調査部	3

※ 上記のほか、

- ・生活文化局については、公益財団法人東京都歴史文化財団
- ・環境局については、公益財団法人東京都環境公社
- ・産業労働局については、株式会社はとバス
- ・交通局については、株式会社PUC及び東京水道サーベンス株式会社
- ・下水道局については、東京都下水道サーベンス株式会社

に対する実地監査を行った。

(別表3) 指摘事項、意見・要望事項一覧

局名	No.	指摘事項等件名 (※は意見・要望事項)
総務局 財政局	1	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	2	※ (1) 災害対策用被服等の取扱いについて
	3	(1) 単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの
	4	(1) 土地の評価について ア 路線価の付設を適正に行うべきもの
	5	イ 正面路線を適正に適用すべきもの
	6	(2) 同一画地の認定について ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	7	イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの
主税局	8	(3) 土地の用途の認定について ア 必要な確認を行い土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	9	イ 複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	10	(4) 固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの
	11	(5) 選付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合に口座振替の取扱いを確認すべきもの
	12	(6) 納税交渉を適切に行うべきもの
	13	(7) 納税交渉を効果的に行うべきもの
	14	(1) 出えん金の適正な執行を確認すべきもの
	15	(2) 負担金の支出を適切に行うべきもの
	16	(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	17	(4) 有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう適正に管理すべきもの
生活文化局	18	(1) 物品の管理を適切に行うべきもの
	19	(2) 契約事務を適正に行うべきもの
	20	(1) 都の保有個人情報について ア 都の保有個人情報について適正に取り扱うよう指示すべきもの
	21	イ 利用者におわかりやすい個人情報保護制度の運用について
	22	※ (1) 広報活動を適切に行うことについて
	23	※ (2) 利用者アンケート、利用者懇談会について
	24	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	25	(2) 都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの
	26	(3) 測量委託について ア 単価契約の指し及び検査を適正に行うべきもの
	27	イ 単価契約の積算を適切に行うべきもの
都市整備局	28	ウ 測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの
	29	(4) 補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの
	30	(5) 印刷請負契約を計画的に行うべきもの
	31	(6) 建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの

局名	No.	指図書事項等件名 (※は意見・要望事項)
環境局	32	(1) 微量PCB廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの
	33	(2) ダイオキシン類の測定委託における査察を適正に行うべきもの
	34	(3) 工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの
	35	(4) 測量委託契約事務を適正に行うべきもの
	36	(5) 契約事務手続を適正に行うべきもの
福祉局 保健局	37	(1) 査定歳に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
	38	(2) 適正な債権管理を行うべきもの
	39	(3) 適正な債権管理を行うべきもの
	40	(4) 分納に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの
	41	(5) 履行確認を適正に行うべきもの
	42	(6) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの
	43	(7) 医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきもの
病院 経営本部	44	(1) 査定歳に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
	45	(2) 各病院を適切に指導すべきもの
	46	(3) 工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの
	47	(4) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの
	48	(5) 工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの
	49	(6) 物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの
	50	(7) 契約事務を適切に行うべきもの
産業 労働局	51	(8) 工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの
	52	(1) 委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行うべきもの
	53	(2) 水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの
中央卸売 市場	54	(1) 蒲納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴収すべきもの
	55	(2) 作業委託契約を適切に実施すべきもの
	56	(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	57	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
建設局	58	(2) 都営駐車場の規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの
	59	(3) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うべきもの
	60	(4) 単価契約による道路維持補修工事等について指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの
	61	イ 指示及び完了検査を適正に行うべきもの
	62	ロ 交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの
港湾局	63	エ 緊急施工により実施すべきもの
	64	(5) 動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの
65	(1) 施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの	

局名	No.	指図書事項等件名 (※は意見・要望事項)
水道局	66	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	67	(2) パス事業の運営収入の管理について ア 料金機の故障により取り出しした現金の取扱いを明確に定めるべきもの イ 料金機修理の際車両関係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの
	68	ウ 料金機の修理の際に立会いの記録を行うべきもの
	69	エ 料金機修繕等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの
	70	オ 返金ボタン使用時の返金理由を明確にすべきもの
	71	カ 現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの
	72	(3) 1日乗車券の管理を適切に行うべきもの
	73	(4) 印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの
	74	(5) 依頼工事を計画的・効率的に施行すべきもの
	75	(6) 契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの
	76	(7) 監督及び検査を適正に行うべきもの
	77	(1) 給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの
	78	(2) 委託契約を適切に行うべきもの
79	(3) 単価契約工事について ア 完了検査を適正に行うべきもの イ 許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの	
80	(4) 配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの	
81	(5) インフラストラクチャ条項による契約変更を適正に行うべきもの	
82	(6) 工事請負契約に係る事務を適正に行うべきもの	
83	(7) 浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託に係る業務従事者の衛生管理について ア 衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの イ 衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの	
84	(1) 水再生センター保全管理業務委託について ア 履行状況の検証結果を業務に的確に反映すべきもの イ 受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの	
85	(2) 承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの	
86	(3) 協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの	
87	(4) 雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの	
88	(5) 下水道局研修業務委託契約の積算を見直すべきもの	
89	(6) 薬品の管理を適正に行うべきもの	
90		
91		
92		
93		

局名	No.	指摘事項等件名（※は意見・要望事項）
教育庁	94	(1) 就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの
	95	(2) 実業欲向上プログラムについて ア 会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの
		イ 次年度のプログラムに向けた分析を行うよう各学校を指導すべきもの
	96	(3) 都立学校施設維持管理業務委託による修繕について ア 契約書に発注の仕組みを定めるべきもの
		イ 修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの
	97	ア 発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの
		ウ 発注内容について
	98	(4) 東京都教職員住宅の補修業務委託について ア 定型的な維持業務について業務を行う業者へ直接発注すべきもの
	99	イ 補修等に係る公社の実績報告の内容について確認すべきもの
		イ 粉じん計の取扱いについて見直すべきもの
	100	(5) 仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきもの
	101	(6) 粉じん計の取扱いについて見直すべきもの
	102	(7) 農場管理委託契約を適正に行うべきもの
	103	(8) 契約手続を適切に行うべきもの
	104	(9) 契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの
	105	(10) 高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの
106	(11) 消防用設備について、速やかに改善措置を講じるべきもの	
107	(12) 中央図書館における所蔵資料のデジタル化について	
108	ア デジタル化資料を館内で閲覧に供するべきもの	
109	イ デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの	
110	(13) 物品を適切に管理するとともに、契約の履行確認を適正に行うべきもの	
111	(14) 都立学校公開講座の広報を適切に行うべきもの	
112	(15) 学校徴収金の未納督促及び支出管理の方法について	
113	ア 就学奨励費受給申告者に対し未納督促を行うべきもの	
114	イ 学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの	
	イ 学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの	
115	(16) 学校徴収金（積立金）の個人別管理を適切に行うべきもの	

第5 監査の結果（各局別）